

令和2年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第1日目）  
総務文教分科会審査記録

- 1 日 時 令和2年3月5日（木） 午前10時50分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）  
議第10号 令和2年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（9名）
- |     |       |    |        |
|-----|-------|----|--------|
| 1番  | 鈴木好彦君 | 2番 | 高田晃君   |
| 3番  | 小杉和也君 | 4番 | 板垣一徳君  |
| 5番  | 嵩岡輝夫君 | 6番 | 佐藤重陽君  |
| 8番  | 小杉武仁君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
| 委員長 | 大滝国吉君 |    |        |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員（5名）
- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 河村幸雄君 | 本間善和君 | 稲葉久美子君 |
| 渡辺昌君  | 木村貞雄君 |        |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |            |             |
|------------|-------------|
| 副市長        | 忠聡君         |
| 総務課長       | 竹内和広君       |
| 同課参事       | 長谷部俊一君      |
| 同課人事管理室長   | 大滝誓生君（課長補佐） |
| 同課総務管理室副参事 | 五十嵐博君       |
| 同課危機管理室長   | 竹内節夫君（課長補佐） |
| 同課情報化推進室長  | 本間憲一君（課長補佐） |
| 企画財政課長     | 東海林豊君       |
| 同課参事       | 本間孝則君       |
| 同課企画政策室長   | 田中和仁君（課長補佐） |
| 同課財務管理室長   | 榎本治生君（課長補佐） |
| 自治振興課長     | 山田和浩君       |
| 同課自治振興室長   | 前川龍也君（課長補佐） |
| 会計管理者会計課長  | 大滝慈光君       |
| 消防長        | 鈴木信義君       |
| 消防本部総務課長   | 倉松淳志君       |
| 選管・監査事務局長  | 佐藤直人君       |
| 荒川支所長      | 小川剛君        |
| 神林支所長      | 石田秀一君       |
| 朝日支所長      | 岩沢深雪君       |

同支所地域振興課総務管理室長  
山北支所長

立花 強 君（課長補佐）  
斎藤 一 浩 君

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一  
次 長 内 山 治 夫

---

（午前10時50分）

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

分科会長（鈴木いせ子君）総務分科会の開会を宣する。

---

**日程第1** 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君、企画財政課長 東海林 豊君、自治振興課長 山田和浩君、議会事務局長 小林政一君、選管・監査事務局長 佐藤直人君、消防長 鈴木信義君、山北支所長 斎藤一浩君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第10款 地方交付税

（説 明）

企画財政課長 第10款地方交付税である。第10款地方交付税は、今回の補正財源といたして普通交付税に300万円を追加するものである。

第15款 県支出金

（説 明）

自治振興課長 次のページ、12P、13Pをお開き願う。15款2項1目1節、説明欄の1になる。地域の移動手段確保支援事業費補助金である。こちらについては、平成31年4月から山北徳洲会病院の外来送迎サービスと連携したのりあいタクシーを実証運行として運行いたしました。それに対して、県のほうから経費の2分の1の補助を見込むことができたので、7万円ほど計上させていただいた。なお、運行実績として4月から12月までの9カ月であるが、延べ40人の方が利用されている。

選管・監査事務局長 それでは、同じページの中ほどであるが、15款3項の委託金の1目総務費委託金の4節選挙費委託金だ。1、参議院議員通常選挙費事務委託金1,375万5,000円の減額、それと2の参議院議員通常選挙啓発推進委託金2,000円の減額については、昨年7月21日執行の参議院議員通常選挙の委託金である。執行経費が確定したことにより、支出額と同額の委託金が交付される。その交付額が決定したことにより、減額補正をお願いするものだ。続いて、3、新潟県議会議員一般選挙委託金910万円の減額については、昨年4月7日の執行の選挙の委託金である。こちら、執行経費が確定したことにより支出額と同額の委託金が交付される。その交付額が決定したことにより、減額補正をお願いするものだ。こちらについては、平成30年度と今年度の2カ年度の総支出額と同額の委託金が交付される。2カ年度に分けて交付されるが、その精算分の交付額が確定したことにより、減額補正をお願いするものだ。

以上だ。

#### 第18款 繰入金

(説明)

企画財政課長 第18款繰入金である。第18款2項基金繰入金であるが、4目の義務教育施設設備整備基金繰入金であるが、このたびの国の補正予算に伴う学校施設のタブレット型パソコンの整備費の財源の一部といたして4,700万円を、また西神納小学校校舎改修工事の整備費の一部に2,500万円をそれぞれ基金から繰り入れするものである。西神納小学校の整備については、当初全額を過疎債の充当ということで予定していたが、国のほうからの割当てが全額されなかったということで、調整の中で一部を過疎債でなくて義務教育施設整備事業債に振りかえて、不足分の一部に基金を充当するというものである。一方、18款2項6目の新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金であるが、当初過疎債の要望額のうち7,590万円については配分がされていないということであったが、最終の追加配分の中でこちらのほうについては全額過疎債を充当できるということになったので、今回減額するものである。以上である。

#### 第20款 諸収入

(説明)

選管・監査事務局長 それでは、その下の20款諸収入、6項雑入、6目雑入、1総務雑入の1、三面財産区議会議員一般選挙委託金207万1,000円の減額については、昨年6月23日執行の選挙の委託金である。こちらは無投票であったが、準備等に要した支出額と同額の7万1,995円を三面財産区より納入いただいている。その額が確定したことにより、減額補正をお願いするものだ。以上だ。

#### 第21款 市債

(説明)

企画財政課長 次の21款市債である。こちらについては、第21款市債であるけれども、起債充当事業費の確定等によって起債額が確定したことに伴うもの。また、今ほど基金の繰入金のほうでも一部ご説明をさせていただいたが、過疎債の配分確定に伴うもの。また、農業債、林業者においては、国の緊急自然災害防止対策事業債という新たな起債制度があるが、そちらのほうの申請をして認められたもの。さらにまた、6月の地震のほうで被災した箇所について復旧費が確定をいたして、その一部に災害復旧債の発行が認められたことなどからこのたび調整を行ったものである。

歳出

#### 第10款 地方交付税

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第15款 県支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第18款 繰入金

(質 疑)

鈴木 好彦 繰入金の中の義務教育施設設備整備基金繰入金、今回この金額が繰り入れられるということだけでも、もう歳出の部分でこの同額が出るという前提の金額だろうか。もしあれだったら、積立額の差額わかるのであれば教えてもらえるか。

企画財政課長 支出のほうについては、明日の教育委員会のほうの所管の歳出ということであるが、先ほど説明したタブレット型のパソコンについては今回2つあって、施設のケーブルとか、受信施設の整備と端末の整備、両方ある。施設のケーブル等のその受信施設のほうの整備については、補正予算債等で全額国のほうで見られるという今予定なのだが、タブレット型については定額ということで、4万5,000円だったと思うが、上限決まっているので、そこから結局実際に入る金額との差額が出てまいるので、主にそこに充てる予定ということで、最終的には歳出のほう繰り越しとなるので、急に今出てきた国の補正であるので、それが確定した時点でこの繰入額を、変更となる場合はあるかもしれないが、今の予定ではこの金額が出ていくという予定である。あと残額だが、義務教育施設の整備基金の繰入金としては、5月末の見込みということなので、変更になる可能性はあるが、これ1,000円単位であれだが、6億3,613万3,000円ほどになるという予定であるし、逆に厚生連の村上総合病院の移転新築基金のほうは9億5,090万円となる見込みである。

## 第20款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第21款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 歳出

### 第1款 議会費

(説 明)

事務 局長 それでは、歳出の16P、17Pをごらんください。1款議会費239万1,000円の減額だ。17Pの説明欄でご説明いたす。1、議員報酬等で、議員に係る議員共済会の負担金である。こちらが239万1,000円の減額。負担金の基準が平成31年4月1日現在の議員数なのだが、これを当初26名としていたものを当時の議員数の23名分として、その差し引き額の239万1,000円を減額するものである。以上だ。

### 第2款 総務費

(説 明)

総務 課長 2款1項1目一般管理費である。1の一般管理経費及び2の本庁舎管理経費とも、3月末までの支出額を見込んだところ不足が生じるということで、今回追加補正をお願いするものである。

自治振興課長 その次の2款1項6目企画費である。歳入のほうでも説明させていただいたが、県補助金の入があるということで、財源の更正をさせていただくものだ。

- 総務 課長 2款1項12目の電算管理費である。歳入のほうは、ちょっと所管外になるのだが、10、11Pをお開きいただいて、11ページの民生費国庫補助金で、中段になる。民生費の国庫補助金で、介護保険事業費補助金36万6,000円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金71万5,000円、合わせて108万1,000円が電算のシステム関係の改築費の補助金が来たので、その分の財源更正をさせていただいたものである。
- 自治振興課長 2款1項13目の地域活性化推進費である。こちらも、先ほどの説明と同じようになるけれども、一般財源から地方債のほうに振りかえるということで財源更正をさせていただくものだ。
- 選管・監査事務局長 それでは、一番下の2款4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費の1,374万3,000円を減額する補正である。昨年7月執行の選挙の執行経費の金額3,525万8,463円が確定したことにより、減額補正をお願いするものだ。続いて、次のページをお願いいたします。18Pと19P中ほど、2款4項4目新潟県議会議員一般選挙費の883万9,000円を減額する補正であるが、昨年4月執行の執行経費の金額1,896万2,885円が確定したことにより、減額補正をお願いするものだ。続いて、20Pと21P、2款4項7目村上三面財産区議会議員一般選挙費の206万7,000円を減額する補正であるが、昨年6月に無投票となった選挙の執行経費の金額7万1,995円が確定したことにより、減額補正をお願いするものである。以上である。

#### 第9款 消防費

(説明)

- 消防 長 ページで26、27Pをお開きください。下段のほうになるが、9款1項1日常備消防費だ。27P、説明欄1、常備消防総務一般管理経費51万1,000円の増額をお願いするものだ。これは消防事務負担金で、栗島浦村に配置している併任職員の給与が確定したことによる不足分を補正するものだ。続いて、説明欄2、常備消防職員人件費335万4,000円の増額をお願いするものだ。これは、職員の時間外及び管理職特勤の手当に不足が生じるための補正だ。以上だ。

#### 第11款 災害復旧費

(説明)

- 山北支所長 それでは、30P、31Pをごらんいただきたいと思う。11款災害復旧費、5項1目その他公共施設災害復旧費、説明欄1の山北支所庁舎災害復旧費、工事請負費7万円の減だが、地震における被災をした6カ所の工事請負費の額が確定したことにより、不用額の7万円を減額補正をさせていただきたいとお願いするものである。以上だ。

#### 第14款 予備費

(説明)

- 企画財政課長 第14款予備費については、端数調整のために7万7,000円を減額するものである。

#### 第3条「第3表 地方債補正」

(説明)

- 企画財政課長 第3表、地方債の補正であるが、先ほど歳入の第21款市債のほうでご説明をいたしたとおり、起債対象事業費の確定などに伴って調整を行ったものであって、新たに林業債を追加したほか、総務債など限度額の変更を行うものである。以上だ。

歳出

第1款 議会費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2款 総務費

(質 疑)

鈴木 好彦 2款1項13目だか、地域活性化推進費、これ財源更正かかっている、もともとは一般財源で賄うよと言っていたものが借金になったよということなのだけれども、これは経緯はどんな感じなのだろう。

企画財政課長 過疎債のほうでソフト事業というのがあって、限度額もちろんあるのだが、さまざまな事業に充当している。これについては額が確定するまで、今最後に過疎債に振りかえたと。もともと来るかどうかわからないので、一般財源となっていたが、過疎債が確定したことで振りかえさせていただいたということである

第9款 消防費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 地方債補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

**日程第2**

議第10号 令和2年度村上市一般会計予算のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君、企画財政課長 東海林 豊君、自治振興課長 山田和浩君、議会事務局長 小林政一君、選管・監査事務局長 佐藤直人君、消防長 鈴木信義君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第2款 地方譲与税

(説 明)

企画財政課長 それでは、歳入の第12款からであるが、予算書の18P、19Pをお開きいただきたいと思う。第2款地方譲与税から第11款地方交付税までを一括してご説明をさせてい

ただ、これらの交付金等の試算に当たっては、総務省などから示された資料に基づいて算出しているものである。この中で、第2款地方譲与税のうち、2項自動車重量譲与税では4,500万円、それから3項の森林環境譲与税においては3,800万円がそれぞれ増額となっている。

#### 第6款 法人事業税交付金

(説明)

企画財政課長 次に、第6款法人事業税交付金であるが、こちらについては、税制改正に伴う市町村法人市民税割の減収分の補填措置として令和2年度から新たに交付されるということであるが、県での試算によって4,900万円ほど計上しているということである。

#### 第7款 地方消費税交付金

(説明)

企画財政課長 続いて、第7款地方消費税交付金であるが、総務省からの通知による伸び率を考慮して試算しているが、幼児教育・保育無償化分などがあるので、1億8,000万円の増額となっている。

#### 第9款 環境性能割交付金

(説明)

企画財政課長 それから、次のページにお進みいただきたいと思う。第9款環境性能割交付金であるが、こちらについては、昨年10月に自動車取得税交付金が廃止になって創設されたものであるが、こちらについても、総務省からの通知により試算をしていて、2,500万円を計上している。

#### 第10款 地方特例交付金

(説明)

企画財政課長 次の第10款地方特例交付金であるが、こちらについては、幼児教育・保育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金が終了したことに伴って、地方特例交付金総額では5,980万円の減額となっている。

#### 第11款 地方交付税

(説明)

企画財政課長 最後に、第11款地方交付税であるが、普通交付税で合併の算定がえの特例措置による減額は約2億円ほど見込まれるところではあるが、これまでの交付実績や臨時財政対策債からの振りかえ分を見込んで2億5,000万円の増額として、特別交付税については昨年度と同額の8億円を見込んでいる。以上が第2款から11款までの概要である。

#### 第13款 分担金及び負担金

(説明)

消 防 長 ページで22、23Pをお開きください。13款2項4目1節消防費負担金2億195万4,000円だが、説明欄1、消防管理運営費負担金2億192万4,000円は、関川村と栗島浦村からの消防事務委託による負担金だ。前年度比で1.64%の増、金額で325万

9,000円の増だが、ワークステーションの建設や消防車両の更新等によるものだ。続いて、説明欄に日本海東北自動車道救急車退出路門扉維持費負担金は前年度と変わらない。

#### 第14款 使用料及び手数料

(説明)

- 総務 課長 14款1項1目総務使用料である。1番、2番の行政財産使用料及び電柱共架料については電話、電力中の貸し付け及び市所有の電柱への共架料を計上いたした。
- 自治振興課長 その次、3番の行政財産使用料については、電柱などの使用料となる。また、その次の地域コミュニティセンター使用料については岩船、瀬波、上海府の3施設の使用料で、実績により計上させていただいた。
- 総務 課長 続いては、14款1項8目の消防使用料である。行政財産使用料9,000円は、屋外広告に通信事業者が共架する分の経費を計上いたした。
- 消 防 長 同じく、14款1項8目1節消防使用料だ。説明欄2の行政財産使用料、消防本部所管分だ。10万円だ。これは、消防施設内のNTT、東北電力等の電力柱による使用料だ。
- 自治振興課長 それでは、次のページ、26、27Pをお開き願う。14款2項1目1節総務管理手数料の項番1だ。地縁団体認可証明手数料であるが、地縁団体が登記や融資に貼付する認可証明書または印鑑証明等の手数料であるけれども、件数が不明であるので、項目計上として上げさせていただいた。
- 消 防 長 同じく、ページ下欄と次のページになるが、14款2項7目1節消防手数料91万5,000円だが、これは説明欄1から6にあるとおり、消防本部における手数料だ。前年度と変わらない。

#### 第15款 国庫支出金

(説明)

- 総務 課長 29P、中段中ほど15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1番、社会保障・税番号制度システム整備費補助金326万7,000円である。これについては、地方公共団体情報システム機構のほうをつなぐ中間サーバーがあるが、この326万7,000円分は、次期システムの設計構築移行経費に係る分ということでの補助金である。
- 企画財政課長 その下の地方創生推進交付金325万円である。こちらについては、農林水産課で所管している食の村上ブランド推進事業に係る補助金であって、事業費650万円に対して補助率2分の1の補助金である。
- 消 防 長 30、31Pをお開きください。15款2項5目消防費国庫補助金548万6,000円だ。これは、令和2年度設置予定の耐震性防火水槽2基の補助金だ。

#### 第16款 県支出金

(説明)

- 企画財政課長 ページで32、33Pになる。第16款1項4目の事務移譲交付金であるが、県から市への事務移譲に関する事務処理費用として毎年度交付されているものであるが、近年の実績を考慮いたして400万円を計上いたした。続いて、その下の段になる。16款2項1目総務費県補助金の説明欄1、土地利用規制等対策費交付金であるが、こちらについては、国土法の届け出に対する事務処理に係る交付金であるが、昨年度並みの

18万9,000円を、またその下の2、電源立地地域対策交付金であるが、昨年度と同額の1,750万円を計上している。

自治振興課長 その下、項番の3になる。移住・就業等支援事業補助金だが、令和元年度から始まったU I Jターンによる起業、就業者を創出する取り組みへの補助で、単身世帯2世帯と複数世帯1世帯を見込んだ額を計上させていただいた。なお、残念なことながら、令和元年度12月末現在ということになるが、県内で申請があったのが1件、村上市はゼロ件である。3月までの期間はあるが、現状はそういうふうなところであった。項番4、にいがたで「暮す・働く」プロジェクトモデル事業補助金である。県の事業なのであるが、県外の若者等を一定期間滞在型のインターンシップに参加させて新潟の暮らしや職業を体験してもらうことで本県の移住、定住の促進を図ることを目的としている補助金である。令和元年度には山北地区の、国補助だが、中継ぎで行ったようなインターンの受け入れを令和2年度も実施していきたいと考え、4月になったら県に補助金を申請することになっているので、採択されたら事業に取りかかれるよう当初予算に計上させていただいたものだ。

総務 課長 34、35Pをお開きください。16款2項6目の消防費県補助金、説明欄1の地域防災力向上支援事業補助金50万円である。これについては、防災士養成講座の受講料、受験料、登録料について県から補助金がいただける。50万円は上限額である。

選管・監査事務局長 16款3項の委託金の1目3節選挙費委託金だ。在外選挙人名簿登録事務委託金として、在外選挙人の逡次登録の委託金である。1,000円を計上させていただいている。以上だ。

企画財政課長 続いて、16款3項1目4節統計調査費委託金であるが、統計調査費市町村交付金では、来年度国勢調査の実施年となるということで、前年度より約1,600万円ほど増額の2,648万5,000円を計上いたしている。その下の統計調査員確保対策事業委託金であるが、これは前年度と同額の4万1,000円となっている。

## 第17款 財産収入

### (説明)

企画財政課長 それでは、36、37Pになる。第17款1項1目財産貸付収入の1節土地貸付収入であるが、土地は101件分見込んでいて、1,941万1,000円を、2節建物貸付収入では、建物6件分であって、53万8,000円を見込んでいる。17款1項1目3節の物品貸付収入であるが、これは項目のみの計上である。次に、17款1項2目利子及び配当金の1節配当金は、項目のみの計上である。17款1項2目2節の基金運用収入であるが、本年度の実績等を考慮して各基金の利子収入を見込んだものである。次の17款2項1目不動産売払収入の1節土地売払収入は、土地2筆分の売り払いで、810万円を見込んでいる。次の17款2項1目2節建物売払収入、3節立木の売払収入、2目1節物品売払収入、3目1節生産物売払収入、次のページに行って、17款2項4目1節の有価証券売払収入では、いずれも項目のみの計上となっている。

## 第18款 寄附金

### (説明)

総務 課長 18款1項1目、2目、3目、一般寄附金、民生費寄附金、教育費寄附金とも項目計上である。

企画財政課長 その下の18款1項4目ふるさと納税寄附金であるが、ふるさと納税寄附金としては、

前年度と同額の2億5,000万円を計上いたしている。

#### 第19款 繰入金

(説明)

企画財政課長 続いて、第19款2項基金繰入金であるが、前年度比4億8,111万円減の19億9,130万円を計上いたしている。財政調整基金繰入金では、昨年度よりも5億9,000万円多い8億円を計上いたしたが、その他の目的基金では減額となっていて、最終年度となる新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金では、昨年度より3億円減で8億7,500万円を計上いたしている。

#### 第20款 繰越金

(説明)

企画財政課長 第20款繰越金については、決算見込み等を考慮して6億円を計上いたしている。

#### 第21款 諸収入

(説明)

企画財政課長 それで、次のページに進んでいただいて、第21款諸収入であるが、1項2目1節の加算金、3目1節の過料は項目計上である。

会計管理課長 21款2項1目市預金利子であるけれども、説明欄2だ。歳計現金預金利子2万3,000円であるが、当面の支払い資金に余裕がある場合に、一時的に市内の普通預金に預金した際の利子である。

企画財政課長 21款3項1目1節公営企業貸付金元利収入、そのずっと下になるが、21款6項1目1節の滞納処分費、2目1節弁償金、3目1節、契約における違約金及び延納利息、4目1節小切手未払資金組入れ、5目1節過年度収入は、いずれも項目計上である。

総務課長 21款6項6目雑入に入る。1節総務雑入である。41Pから43Pの説明欄にかけて、22番までが総務課分である。主なものだけご説明いたすが、7番の人事管理システム負担金について、それから15番、下水道負担金管理システム負担金、16番、企業会計端末利用負担金、19番、各種団体庁舎経費負担金については、上下水道課、下水道、簡易水道が公営企業化となるということで、これまで一般会計、広域化に伴って企業会計からお支払いいただく負担分を今回新たに増加もしくは新規で計上させていただいた。14番の職員研修共済組合助成金30万円も新規であって、市町村共済組合から研修に対する経費の助成がいただいたということで、計上させていただいた。

企画財政課長 私どもの所管が23番から30番までとなっている。昨年度と少し変更のあるところだけ説明をさせていただく。23の建物共済災害共済金であるが、こちらについては、昨年6月の地震により被害のあった建物について、見舞金として翌年度に交付されるというものであって、631万3,000円を今見込んでいるということで計上させていただいた。また、昨年度まで計上していた市町村振興協会基金交付金というのがあったが、これについては事業が休止ということで、今年度から交付されないということで計上はしていない。以上である。

自治振興課長 項目31から34までであるけれども、こちらについては、これまでの実績を考慮して計上させていただいたものである。

総務課長 45Pになる。21款6項6目8節消防雑入である。1番の上水道事業防災行政無線電

波利用料負担金については、昨年度と同額を計上させていただいたものだ。  
消 防 長 同じく、45 P、21款 6 項 6 目 8 節消防雑入だ。説明欄 2 から 9 までは消防本部所管分だ。5 番、9 番以外は、前年度とは変わらない。5 番の高速道救急業務支弁金156万2,000円だが、金額で47万9,000円の減だ。理由については、支弁金算定に用いる基礎数値が下がったものだ。9 番の消防団員公務災害防止活動援助事業助成金40万円は新規の計上だが、消防団のLED投光器購入の助成金だ。

## 第22款 市債

(説 明)

企画財政課長 46 P、47 Pになる。第22款市債であるが、昨年度比マイナス 7 億9,430万円で、18億8,410万円を計上している。22款 1 項第 5 目商工債では、住宅リフォーム事業債4,220万円、22款 1 項第 7 目消防債では、車両更新等で防災基盤整備事業債が9,500万円ほど増額となっているが、22款 1 項第 8 目教育債で、荒川公民館建設工事、西神納小学校校舎改修工事等の大型事業が完了したことによって、前年度比マイナス 7 億1,580万円。また、22款 1 項第 9 目臨時財政対策債であるが、普通交付税への振りかえを見込んで、前年度比マイナス 2 億5,000万円となっている。なお、218 Pのほうに実際の残高見込みが掲載してある。令和元年度末では342億8,878万2,000円、令和 2 年度末の見込みでは329億1,762万3,000円となる見込みである。以上である。

## 歳入

### 第 2 款 地方譲与税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第 3 款 利子割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第 4 款 配当割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第 5 款 株式等譲渡所得割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第 6 款 法人事業税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第 7 款 地方消費税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 ゴルフ場利用税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 環境性能割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第10款 地方特例交付金

(質 疑)

佐藤 重陽 これは、この交付金というのは対象子ども1人当たり幾らとかと、どういう算出方法なのだろう。

企画財政課長 算出方法のちょっと詳しいところはあれなのだけれども、今回の保育料の無償化があった。その関係で、消費税が10月からということなわけなので、その半年分については補填するということで、臨時的に今年度交付されたということ。まだ実際もっていないのだけれども、その分が今度来年度はもう通年の消費税で賄うということになるので、交付金はなくなるよということに変わるということであって、算定方法はちょっと、例えば1人幾らだからどうだというのは何か示されておらず、今なので、額も今年度計上してある額が最終的に幾らになるかというのは、まだ私ども通知はもらっていないというところである。

佐藤 重陽 では、これで完結というわけではないわけね。まだその辺クエスチョンマークなわけね、この交付金というのは。

企画財政課長 完結というか、令和元年度で終わりと。

佐藤 重陽 終わるのだけれども、だからあとはこれ以上はないわけか、今の話を聞くと。

企画財政課長 今年度予算に計上してある金額が丸々入るか、それより増えるか減るかというのは、まだ確定はしていないという状態だ。

第11款 地方交付税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第18款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 繰越金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

高田 晃 1点だけ、ちょっと不勉強で教えてほしいのだが、45P、雑入の消防雑入のほうだけれども、さっき消防長の中で高速道救急業務支弁金、これ減額されたということだが、ちょっと教えてほしいのだが、どういう内容の支弁金なのか教えてくれ。

消 防 長 この積算に関してだけれども、下がったものというのは、年間で救急隊1隊を維持する費用というのが国で示す。その金額が8,166万6,000円だったのが、7,814万7,000円というふうに減額になった。それと、人口による出動件数の割合というのがあるのだけれども、それが5%から4%に下がった。以上だ。

高田 晃 その下がったということ自体がちょっと、その基準が下がったというのはわかるのだけれども、何か国での下げる理由とか、そんなのはおわかりか。

消 防 長 うちも、通知書で4月に通知が来るのだけれども、その時点での積算になるのだが、その中に内容的なこと、深い内容等は付記されて余り来ないので、ただ単に消防隊1隊の維持費が下がったというのと、その出動の回数の割合か、それが下げられたというふうにしかうちのほうにも通知が来ていない。うちで確認すればいいのだけれども、それも確認していない。済みません。

第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

## 第1款 議会費

(説明)

事務 局長 それでは、50P、51Pをごらんください。1款1項1目議会費だ。総額では、令和元年度に対して1,413万6,000円の減額となっている。51Pの説明欄をごらんになってくれ。その主なものとしては説明欄の1、議員報酬等で、こちらが市議会議員選挙で4名減となるということから、対前年比で1,483万2,000円の減となっているものである。2の議会運営経費については、前年比で165万5,000円の減である。減額の主な要因としては、一番上の事務補助員報酬、その下の期末手当、社会保険料にかかわるものであるが、こちらは会計年度任用職員の報酬等1名分と、それから事務補助員賃金等の2名分との調整で121万8,000円の減額となっているものである。その下の費用弁償について、408万6,000円についてはマイナスの36万5,000円となっているが、こちらは定数減によって調整したものである。それから、一番下のところで政務活動費補助金がある。242万円については、こちらは定数減によって67万円の減額となっているものである。それから、その下の3、議会広報発行経費について419万4,000円については、対前年比で88万7,000円こちらは増額となっている。こちらは、改選によって臨時号の1回分、それからウェブ版の議会パンフレットの作成費等である。以上だ。

## 第2款 総務費

(説明)

総務 課長 それでは、52P、53Pである。説明欄でご説明申し上げる。まず、1、一般管理経費1億1,375万3,000円である。昨年とほぼ同額なのだが、中身はさま変わりをしている。今ほど議会事務のほうでもあった会計年度任用職員がこの4月1日から始まるということで、今まで賃金等で払ったものが報酬と、1節ということで大幅な入れかえがある。上から6、事務補助員報酬、用務員報酬、現場作業員報酬の3については、合計で一般管理経費で支払う27名分の会計年度任用職員の報酬を計上させていただいた。また、その下の期末手当221万7,000円は、そのうち6時間以上雇用される方は期末手当を支給するというので、19人分の経費である。その2つ下、社会保険料506万9,000円、これについても会計年度任用職員に係るものである。その5つ下に費用弁償ある。182万2,000円であるが、うち177万5,000円が、これが一般職員という通勤手当分、これについて費用弁償で支払うということになっているので、その会計年度任用職員分の通勤手当分を加え、177万5,000円加えた上で182万7,000円の計上となっている。そのほか、中段ほどに通信運搬費2,080万円がある。昨年度は3,539万8,000円ということで、1,459万8,000円の減となっている。これまで庁舎間のネットワークをつなぐ電話代と電算システムでの使う電話回線分のすみ分けがあったわけだが、今年度から情報管理システムのほうで一括管理するというので、庁舎情報システム管理経費のほうに移行したということで大幅な減額になっている。そのほか新規といたしては、下から10個ぐらい、郵便料金計器リース料ということで、71万8,000円を新規で計上させていただいた。郵便物を仕分ける作業に実は人、手間、かなりかかっている、効率化を図るために7月からという形でリースを予定している。次に、2番、庁用車管理経費である。昨年度と比較して210万8,000円ほど増額になっている。これについては、今年度車両の集中管理直しを実施した。所管の見直しにより、これまで15台総務課で管理していたが、全体的に

車両の数を減らしていくので、集中管理のほうが望ましいだろうということで、8台ほど各課から移管を受けた分、その分について全体的に増額になっているという部分である。その内訳については、おめくりいただいて、55P以降に経費のほうは記載されている。続いて、55Pである。本庁舎管理経費4,291万1,000円である。これについても、前年度比491万7,000円の増額とさせていただいた。4つ目に修繕料がある。157万7,000円ということで、これも前年度よりも88万2,000円ほど増額いただいた。これについては、自家発電用の蓄電池の更新で30万円。そのほかに、2階の外部建具の一部について落下防止工事をするという予定でいる。そのほか、施設維持保全業務委託料、昨年度と46万8,000円増の125万円を計上させていただいた。これ免震装置の点検が10年ごとになるのだが、今年ちょうど20年と、10年置きの点検があるということで、その分が増額になっている。それから、下から2つ目に、工事請負費ということで315万3,000円を計上させていただいた。これについて、議場の外側、外壁である。ガラスブロックなのだが、あれが昨年ちょっと欠けて落ちて危ないということで、そのブロック塀の修繕経費として242万円。そのほか、高圧気中開閉器の修繕工事ということで75万3,000円を計上いたした。4番が市民ほう賞経費である。これについては10人の委員報酬のほか、今年の積算については35人分を一応表彰状は積算させていただいている。5番は特別職の人件費である。6番の一般管理職員人件費については、産業医も含めてちょうど100名分の経費を計上させていただいたところである。

企画財政課長

それでは、その次のページになる。広報広聴経費である。こちらについては、前年度比46.8%、935万8,000円の増となっている。総額の主な要因であるが、市のホームページの再構築業務委託料924万円が、これ新規ということで増額になっているものである。現在の市のホームページのシステムであるけれども、平成26年の1月に導入をいたしてこれまで使用してきたものであるが、本年11月末でOSのサポート期間が終了ということになるので、再構築をする必要があるということで、その必要経費を計上させてもらったものである。その他の経費については、ほとんど前年度と大きな違いはない。それから、続いて次の2款1項3目の財政管理費の1の財政一般管理経費であるが、前年度比マイナス1.7%、591万3,000円であるが、計上項目、金額ともこちらについては前年度と大きな違いはない。

会計管理者

2款1項4目会計一般管理経費である。令和2年度予算総額が703万2,000円ということで、対令和元年予算は811万2,000円ということで、金額で108万円の減、パーセンテージで13.3%の減である。これの大きな要因は、昨年度の予算では公金事務取扱委託料というのがあって、これ110万円。これは、第四銀行の市役所の派出窓口は銀行のパートさんがいらっしゃるのだけれども、その方が4月から一応撤退、廃止となる。これは、第四銀行からの要請であって、支店の業務もなかなか人員削減で業務が回らなく、昨年9月から相談があり、撤退させていただきたいということで協議をしてまいった。市のほうでも、職員を手当てして今やっている銀行の業務をやるかどうかを十分に検証した結果、4月からは会計年度職員を配置して市民サービスを落とさないやり方でやろうということで、その分の予算が減ということである。以上だ。

企画財政課長

その下になる。普通財産管理経費である。こちらについては、前年度比プラス13.4%、1,884万4,000円となっている。増額の主な要因であるが、12月の定例会の一般質問の際だったと思うが、若干お答えもいたしたところであるが、これまで普通財産の

処分について、私ども職員のほうで何とか不要の財産については売却ということで職員で対応してきているが、なかなか売却が進まない、物が残っているということもあって、宅建業のその専門の方々の知見をおかりしながらさらにその売却を進めていきたいということである。売却に当たって、専門の業者の方がその媒介をした場合に、媒介をして売却が完了した場合には、媒介手数料として不動産仲介手数料50万円を今計上しているが、支払うということである。それから、あと財産の測量費等の委託として昨年度より107万6,000円増額して、157万6,000円を計上いたしている。なお、その媒介についての今専門の方々ということで宅建協会の村上支部さんと話を進めておるところであって、まだ最終的な確定までは、もう少しちょっと最終の今詰めをしているのだが、協会さんのほうでも、そちらについてはおおむね方向性としてはオーケーということであって、媒介手数料のあとは最終的な確定とか、事務的なその内容を確定をさせていただいて、早々に新年度から始めたいという予定でいる。手数料の率については、これ宅建業法のほうで率が上限も設定されているので、例えば200万円までは消費税込みだけれども、5.5%という上限があるので、その中でそれらとほぼ同じになると思う。そのような形で、法に従った形で私どもが手数料を払うという予定でいるし、なおこれらの制度については近隣の鶴岡市さん、それから燕市さんではもう以前からやっておられるというようなことも今私ども情報もいただいているので、それらを参考にしながら宅建業界さんのほうと今詰めているという状況である。以上だ。

自治振興課長 続いて、2款1項6目の企画費、項番1になる。生活交通確保対策事業経費については2億5,440万1,000円で、令和元年度より2,177万5,000円の増となっている。主な理由だけれども、デマンドタクシーなどの事業を行っている地域公共交通活性化協議会の負担金、こちらでは地域公共交通計画の策定業務を令和2年度に行うので、973万7,000円の増額となっている。また、市内の路線バスに対する生活交通確保対策補助金であるが、これは令和元年度の決算見込み額を基にして消費税の増加分を見込んで計上させていただいたので、1,203万8,000円の増とさせていただいた。項番2の広域的公共交通推進事業経費であるが、こちらは羽越本線高速化推進大会の参加旅費を追加し、ほかの同盟会等の負担金と会費については、例年どおりの額を計上させていただいた。

総務 課長 3番、無線システム条件不利地域解消事業経費21万2,000円、ほぼ前年どおりであるが、大栗田地域、それから上山田地域、いずれも村上地域になるが、そちらの難視聴不利地域の解消の経費である。

企画財政課長 その下の企画一般経費である。こちらについては、前年度比プラス48.9%、908万2,000円の増であって、2,763万7,000円となっている。増額の主な要因であるが、ふるさと納税の受け入れに伴うインターネット決済手数料の大幅増によるものである。これについては、現在市で利用しているふるさと納税のサイトのうち、ふるさと納税の導入当初から利用してまいった一番規模が大きいふるさとチョイスというサイトがあるが、これまでこちらについては手数料が無料ということですずっと運用をしていただいていたが、令和2年度からは、他のサイトと同様に寄附額の受入額というか、取り扱い額に応じて手数料を負担するということで変更をするということになったものである。このサイト側では、寄附額の5%を手数料として徴収をするということとしたので、その影響がほとんどであって、909万2,000円の増となったものである。それから、続いてその下の定住自立圏経費であるが、こちらについ

ては前年度比マイナス1.5%、3,000円のマイナスであるが、項目、金額等ほとんど変更は前年とない。

総務 課長 6番の情報通信事業特別会計繰出金、前年度比1億288万1,000円の減である。先ほど議第12号でご説明させていただいたとおり、公債費の減分による繰出金の減である。

分科会長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。  
（午前11時59分）

分科会長（鈴木いせ子君）再開を宣する。  
（午後0時59分）

荒川支所長 それでは、2款1項7目支所費のうち59P、説明欄1、荒川支所一般管理経費、総額532万9,000円をお願いするものである。これは、対前年度比、率にして8.66、額にして50万5,000円の減額である。減額の主なものは4段目、通信運搬費38万7,000円の減、下から5段目、コピー等リース料11万6,000円の減というものである。以上だ。

神林支所長 説明の2、神林支所一般管理経費である。対前年度比1.75%減の562万5,000円である。主な減額の要因としては、61Pの下から5行目、コピー機等リース料である。これ今まであったコピー機を再リースしたということで契約が減額されている。

朝日支所長 3番、朝日支所一般管理経費は、総額842万9,000円をお願いするものである。これについては、対前年度75万3,000円、約8%の減となっている。その主な理由については、通信運搬費の減である。内容については、ほぼ例年どおりの通常経費であるので、説明は省略させていただく。以上だ。

山北支所長 それでは、説明4、山北支所一般管理経費だ。総額615万1,000円、対前年度比で見ると3%、16万3,000円の減となっている。業務内容としては例年同様だけれども、庁用車のリース車両が昨年5月末で1台減となっている。そのほか庁用車2台分の再リースの契約によるものである。

荒川支所長 次に、5、荒川支所庁舎管理経費である。総額2,223万3,000円をお願いするものである。これは、対前年度比、率にして25.49、額にして451万6,000円の増である。この増の主な理由は中段、測量設計等委託料50万円、次のページ、63P、工事請負費339万2,000円、2つ合わせて約390万円ほどあるが、これは新規に庁舎1階ホールの防災垂れ幕の改修工事に係るものである。それと、61P、測量設計等委託料の次に警備業務委託料887万2,000円とあるが、これは対前年度比134万5,000円の増だ。警備業務委託料は、5年の長期継続契約で執行しているが、昨年9月末で5年の長期継続が満了となることから、昨年5月に昨年10月から5年間の長期継続契約の入札があった。この入札結果により、月額が51万5,030円から73万9,315円、43%ほど増額になったというのが理由である。そのほかは例年どおりである。以上である。

神林支所長 説明6、神林支所庁舎管理経費であるが、対前年度比6.79%増、135万6,000円の増で、2,132万3,000円である。この増額の主な理由としては、先ほど荒川支所のほうでも申したが、警備業務委託料が委託料について昨年5年間の長期契約したときに134万5,000円ほど増になったというところである。ほかについては例年どおりである。

朝日支所長 7番、朝日支所庁舎管理経費である。対前年度3,218万8,000円増の4,935万4,000円

をお願いするものである。増額の主な理由であるが、真ん中辺、測量設計等委託料で朝日支所非常用自家発電装置設置工事の設計等委託料で195万6,000円をお願いし、工事請負費では朝日支所非常用自家発電装置の設計工事費で2,442万2,000円を、また同じく工事請負費で経年劣化による真空遮断器装置の更新工事で597万3,000円、合わせて3,041万5,000円をお願いするものである。そのほか若干の増減はあるが、ほぼ例年どおりの通常経費であるので、説明は省略させていただく。以上だ。

山北支所長 それでは、説明8、山北支所庁舎管理経費だ。総額1,538万3,000円だ。対前年度比1%、17万6,000円の減となっている。業務内容は例年同様だけれども、減額の要因としては、清掃業務委託料を見直して定期清掃を毎月から隔月に業務内容を見直したことによる減である。以上だ。

荒川支所長 次に、9番、荒川支所緊急対応経費、修繕料50万円である。これは例年と同額である。以下、10番、11番、12番、山北支所緊急対策経費まで同様の理由である。

総務 課長 2款1項8目行政改革推進費である。63P下段から65Pにかけて、行政改革経費55万8,000円である。行革推進委員10名分、8回ほどの会議を予定している。2番、同じく指定管理者選定委員会経費についても、7名の委員で11回分の委員会の開催を予定している。65Pの上段の指定管理者選定委員会経費57万5,000円は、7名分で11回の委員会の開催を予定しているものである。続いて、66P、67P、2款1項12目電算管理費である。庁舎情報システム管理経費として3億774万2,000円、前年度より2,836万5,000円の大幅な増となっている。大幅な増の予定といたしては、一般管理経費でご説明いたした通信運搬費関係で庁舎間のネットワーク分を一括管理するというので、移行で増えた分が1,459万8,000円ほど増えている。そのほか、電算業務委託料6,100万円を計上させていただいた。これについても、前年度比1,340万3,000円の増であるが、税制改正に関する各種システムの改正、それからデジタル手続法が変わって戸籍システムを改正する必要があるということで1,300万円を超える増額となっている。このほか、システム使用料といたして生活保護システムが今度クラウド化、ここではなくて別管理になるということで、それによる経費の増が123万円として、システム使用料のほうで123万3,000円の増で、7,632万8,000円を計上させていただいたものである。以上だ。

自治振興課長 その下になる。2款1項13目地域活性化推進費、こちらは前年から568万3,000円ほど増加している。詳細として、項番1の交流・定住促進事業経費においては、昨年度補正でお願いいたした移住支援金220万円のほか、歳入で説明させていただいたにいがたで「暮す、働く」プロジェクトモデル事業補助金を活用した地域実践型インターン企画業務委託料を90万円計上させていただいた。県の申請が採択された後、山北地区で3名のインターンを受け入れたいというふうには考えている。次、項番2の協働のまちづくり推進事業経費である。こちらは、集落支援員2名の人件費や活動費、山辺里地区にある農村環境改善センターの事務室に係る経費や事務補助員の賃金を計上している。また、令和元年度末に2人、令和2年度末に4人の地域おこし協力隊員が任期を終えることから、新たな地域おこし協力隊の募集等の業務委託として地域おこし協力隊サポート業務委託料、こちらを150万円計上させていただいた。なお、令和元年12月から市のホームページなどを利用して朝日長津地域の農業の継承と竹山の整備と活用をサポートする隊員を募集しているところではあるのだが、現在応募がない状態であるので、これについても募集の委託をかけるという

ことで考えている。また、まちづくり協議会の運営補助金ということで、例年どおり6,000万円を計上させていただいている。項番3、69Pのほうになるけれども、集会施設整備事業経費である。新築あるいは修繕などで25件の事前の要望を受けているので、この経費として昨年度より98万5,000円増の1,068万5,000円を計上させていただいた。次に、項番4の地域コミュニティセンター施設管理経費であるが、岩船、瀬波、上海府のコミュニティセンターに対する事務補助員の賃金や施設の管理費、設備保守等の委託料である。ほぼ例年と同額の計上とさせていただいた。最後に、項番5の地域おこし推進事業経費であるが、地域おこし協力隊員の報酬など活動に係る費用であって、8人分を計上している。なお、令和2年度末に任期満了となる4人の隊員のうち、グリーンツーリズムに関する任務に就いている上田隊員と高根で林間ワサビ栽培や炭焼きを行っている高橋隊員は、本市において起業する意思を示しているので、地域おこし協力隊起業支援補助金、2名分だが、200万円を計上させていただいた。

選管・監査事務局長 70Pから71Pであるが、2款1項14目入札監視委員会経費13万2,000円である。この委員会は、入札手続等について審議をする委員会で、委員の報酬が主な支出である。以上だ。

総務 課長 2款1項15目諸費である。まず、1番、本庁行政協力員連絡経費である。会計年度任用職員制度の導入に伴って、これまで区嘱託員報酬のものが行政協力員報償として支給することになった。約10町内分である。

荒川支所長 続いて、2番、荒川支所行政協力員経費である。総額1,225万6,000円である。今ほど総務課長のほうから説明があった嘱託員報償費が新年度から行政協力員協力費というふうに名称変更になったものである。以下、神林支所、朝日支所、山北支所、同様な内容である。

選管・監査事務局長 その下の2款2項徴税费、1目税務総務費、固定資産評価審査委員会経費9万8,000円である。この委員会は、固定資産税の評価額の不服申立てに関する委員会で、委員報酬が主な支出である。続いて、74P、75Pをごらんください。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費の説明欄1の選挙管理委員会経費142万2,000円であるが、選挙管理委員4名の報酬等が主なものである。2の選挙管理委員会事務局職員人件費1,477万2,000円であるが、こちらは事務局職員の人件費である。それから、続いて2款4項2目の選挙啓発経費である。こちらについては、村上市明るい選挙推進協議会や明るい選挙出前授業に関係する協力謝礼等である。次のページになるが、通信運搬費7万円については、18歳の新有権者に対してメッセージと啓発冊子を送付する郵送料である。続いて、2款4項3目の市議会議員一般選挙費5,180万2,000円であるが、4月26日任期満了による市議会議員一般選挙費である。主な支出といたして、説明欄に記載の期日前投票所と当日投票所の管理者や立会人の報酬並びに選挙事務所事務従事者の時間外手当である。選挙公報等配布謝礼48万3,000円については、各候補者の選挙公約等が期待された市選挙管理委員会作成の選挙広報を各世帯へ配布するため、各区長さん、総代さんへお支払いする配布の謝礼である。通信運搬費174万9,000円については、投票所の入場券はがきの郵送料などである。それから、ポスター掲示板設置及び撤去業務委託料790万5,000円については、313カ所予定のポスター掲示場の設置及び撤去費用である。それから、投開票所物品搬入搬出等業務委託料112万4,000円については、投票所及び開票所への物品の搬入、搬出や開票所の会場設営や投票所のスロープ取り付け、取り外しなどの費用である。それか

ら、選挙運動用通常はがき郵送料公営負担金378万円、選挙運動用自動車使用料公営負担金850万2,000円、選挙運動用ポスター作成料公営負担金768万6,000円、選挙運動用ビラ作成公営負担金90万2,000円については、選挙運動のための公費負担分である。それから、指定病院等不在者投票管理交付金36万8,000円については、県選管が指定した病院に入院や老人ホームなどに入所している際に、その施設内で不在者投票に要する経費である。以上だ。

企画財政課長

その次のページになる。2款5項1目統計調査総務費の1、統計調査経費であるが、こちらについては前年度と同額、8万2,000円となっている。項目、金額とも前年と同額である。それから、2の統計調査総務費職員人件費であるが、前年度比プラス0.3%、4万9,000円の増であるが、こちらについては、担当職員2人分の人件費である。それから、次に2款5項2目の基幹統計調査費の1、基幹統計調査経費であるが、前年度比153%増、2,648万8,000円となっている。こちらのほう、歳入のほうでもちよっとう説明をさせていただいたが、令和2年度に国勢調査が実施されるということで、報酬、各項目で増となっているものである。以上である。

選管・監査事務局長 それでは、その下の2款6項の監査委員費であるが、1の監査委員経費158万4,000円については、監査委員の報酬が主な支出である。2の監査委員事務局職員人件費2,646万5,000円は、事務局職員の人件費である。以上だ。

## 第9款 消防費

(説明)

消 防 長

それでは、160P、161Pをお開きください。9款1項1日常備消防費だ。161P、説明欄1、常備消防総務一般管理経費4,254万7,000円をお願いするものだ。前年度比0.92%の減、金額で39万3,000円の減だ。主なものは、消防事務負担金で栗島浦村に併任職員を配置しているが、その職員の交代による減額だ。そのほかの項目については、例年同様となっている。続いて、説明欄2、消防庁舎管理経費1,611万1,000円をお願いするものだ。前年度比1.94%の増、金額で30万7,000円の増だ。主なものは、設備保守点検業務委託料の本部庁舎空調設備の点検料が上がったことと、新規で除排雪委託料を計上したことによる増額だ。そのほかの項目については、例年同様となっている。めくっていただいて、162、163Pをお開きください。163P、説明欄3、新規になるが、救急ワークステーション管理経費773万4,000円をお願いするものだ。これは、12月から運用を開始する村上救急ワークステーションの管理経費だ。主な内容としては、工事請負費で559万5,000円だが、無線設備設置工事502万3,000円と救急車の無線移設工事57万2,000円だ。続いて、説明欄4、消防救急無線管理経費5,054万9,000円をお願いするものだ。前年度比0.55%増で、金額で27万7,000円の増だ。新規システム使用料のパソコン用のソフト使用料の増額だ。そのほかの項目については、例年同様となっている。続いて、説明欄5、常備消防職員人件費10億5,984万6,000円をお願いするものだ。職員の給与、手当、共済費だ。続いて、9款1項2目非常備消防費だ。説明欄1、予防・広報経費2,190万円をお願いするものだ。前年と同様額となっている。説明欄2、災害警備経費349万6,000円をお願いするものだ。前年度比5.67%減、金額で21万円の減だ。説明欄3、非常備消防一般管理経費1億3,740万4,000円をお願いするものだ。前年度比0.13%減、金額で17万2,000円の減だ。消防団員の減による消防団員報酬等の減額だ。次のページをお開きください。164P、165Pだが、説明欄4、消防防災職員人件費896万9,000円をお願いするものだ。前年

度比44.8%の減、金額で727万9,000円の減だ。これは、昨年度2名での計上だが、今年度から1名での計上となる。続いて、9款1項3目消防施設費だ。165P、説明欄1、常備消防防災施設整備経費8,175万4,000円をお願いするものだ。前年度比で金額7,987万3,000円の増だ。これは、機械器具購入費で関川分署の消防車、神林分署の救急車の更新と消防資機材購入費で、資機材にあっても、神林分署救急車の資機材の更新による増額だ。説明欄2、非常備消防施設経費8,899万円をお願いするものだ。前年度比47.69%の増だ。金額で2,884万5,000円の増だ。主なものは工事請負費で、耐震性防火水槽2基の設置と機械器具購入費で消防団車両4台、消防小型消防ポンプ6台の更新による増額だ。

総務 課長 165P、最下段になる。9款1項4目水防費だ。水防対策経費28万5,000円は、土のう等水防に係る経費を前年と同額を計上させていただいた。

消 防 長 続いて、ページをめくっていただいて、167P、説明欄2、水防対策経費、消防本部所管分だ。100万円をお願いするものだ。前年と同額となっている。以上だ。

総務 課長 9款1項5目災害対策費、1、防災対策一般経費である。前年度から78万1,000円の減、967万円を計上させていただいた。主な増減といたして、修繕料のほうで2台分の車検経費が発生したために増額となっている。それから、機器保守等委託料については、映像伝送システムの保守委託が今年1年分かかるということで28万2,000円。そのほか防災士養成委託料については、例年というか、170万6,000円を計上させていただき、防災士の養成事業を取り組んでまいりたいと思う。システム使用料であるが、前年から約倍増の25万2,000円になっている。これについては、メールシステムが広報広聴経費のほうからこちらのほうで、防災システムのほうで管理するというので、こちらのほうに移管をさせていただいたものである。次に、防災行政無線管理経費3,010万500円である。約300万円ほどの増であるが、主なものとしたしては、機器保守等委託料、荒川地域の防災無線は、昨年度1年以内ということは無償だったが、今年から保守管理経費が発生するというので、その増分だけで107万3,000円の増となる。以上である。

## 第12款 公債費

(説明)

企画財政課長 それでは、202、203Pから、その次のページにかけてである。第12款公債費であるが、こちらについては、起債償還に伴う元金、利子の償還金、それから一時借入金の利子であるが、前年度比マイナス1.6%、5,493万7,000円の減額となっている。

## 第13款 諸支出金

(説明)

企画財政課長 それから、次に13款諸支出金であるが、前年度比888万1,000円の増額となっている。13款第1項の普通財産取得費は、いずれも項目計上したものであるけれども、13款第2項の基金費であるが、森林環境譲与税の交付額が増額となることに伴って、基金に積み立てる額が増額となっているものである。

## 第14款 予備費

(説明)

企画財政課長 次に、第14款予備費であるが、昨年度災害等もあって、年度中に補正をさせていた

だいた経緯もあって、来年度については、700万円増額の5,500万円を計上いたしました。  
以上である

### 第3条「第3表 地方債」

(説明)

企画財政課長 そうすると、8Pをお開きいただきたいと思う。第3条、第3表、地方債である。  
起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めたものである。

### 第4条 一時借入金

(説明)

企画財政課長 それから、もう少しちょっと戻っていただいて、1Pである。こちらについては、  
第4条では一時借入金についてである。地方自治法第235条の3第2項の規定によっ  
て、一時借入金の最高額を30億円とするものである。

### 第5条 歳出予算の流用

(説明)

企画財政課長 その下になるが、第5条であるが、歳出予算の流用であるが、こちらは地方自治法  
第220条第2項ただし書きの規定によって、歳出予算の各項の経費の金額を流用でき  
る場合を定めたものである。以上である。

### 歳出

#### 第1款 議会費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第2款 総務費

(質疑)

鈴木 好彦 総務費の1目の一般管理費の中で、旅費をくるめてしまうと結構増額になっている  
のだけれども、何か事業が増えたとか何かあるか。というのは、説明の中の・・・

鈴木分科会長 ページ、何P。

鈴木 好彦 52、53から始まるわけだけれども、ここに説明欄ずっと並んでいるわけだ。ここに  
旅費として420万円計上されているわけだけれども、前年から比べると170万円ほど  
多くなっているのだ。だから、旅費、これが出てくる何か事業があったかどうかの  
質問だ。

総務 課長 普通旅費、特別旅費の上に費用弁償という費目がある。これ通常一般職員は通勤手  
当である。ただ、費用弁償として177万5,000円を支給すると。費用弁償は、実は節  
区分では旅費に入る関係で420万円と。会計年度任用職員の通勤手当分は、計上上旅  
費のほうにくるまれるということの分の増である。

佐藤 重陽 59Pから始まるのだが、支所費のところ燃料費というのが出てくる。一般管理経  
費としての燃料費、そして支所管理経費としての燃料費、この違いというのはど  
この違いなのか。

荒川支所長 59Pの支所一般管理経費の燃料費であるが、支所管理の公用車のガソリン代、軽油  
代、そのようなのが入っている。61Pから始まる庁舎管理費の燃料費であるが、こ

これは庁舎に係る空調等のもの、灯油、プロパンガスなどが要するに燃料費として上がっている。庁舎管理と車両管理の違いである。

佐藤 重陽 庁舎管理経費のほうなのだけれども、これ各支所で大きく違うところは違うのだけれども、例えば荒川支所であれば燃料費が220万4,000円、そして光熱水費が296万円円、次の今度神林支所に行くと燃料費が13万円、光熱水費が569万円、その違いというのは、何の違いか。

荒川支所長 これ庁舎の空調のシステムの違いだと思う。例えば荒川支所であれば空調がL P ガスを使っているし、神林支所であればたしか電気だよ。電気で使っているということで、燃料費とか光熱水費でそんなふうな違いが出るということで、空調のシステムの違いが委員言われるような内容だと思っている。

高田 晃 57P、会計一般管理経費、先ほど会計管理者の説明だと、銀行の窓口が第四さんが撤退して、その後4月からは会計年度任用職員を充てがえて継続するという話だったが、特に何か、スムーズに移行できるものか。何か課題とか、支障を来すことはないのか。

会計管理者 まず、今の現状を申し上げる。今9時から午後3時まで女性行員が1名来て、お昼休みはとるけれども、9時、3時で勤務していただいている。撤退ということで、業務を自分たちでというところで、何か問題点があるかということなのだけれども、正直9時、3時以外の部分については、これまでも会計課の職員が補完というか、特に例を挙げると市日とか混み合う日は、窓口の銀行行員さんだけでは対応し切れないので、こちらの会計課の窓口のほうでも受けていたので、業務のノウハウについてはわかっている。ただ、やはりずっと専属でやっていた人がいるものだから、そこについてはフォローアップをしていただきたいということで銀行さんと打ち合わせを重ねてきて、会計年度の方は来るけれども、とりあえず新年度からは4月、5月の出納整理期は、第四の方に引き継ぎがてら毎日来ていただくことにし、あと9月末までの上半期については、6月から9月の末までになるけれども、また年金の支給日、偶数月の15日というのは物すごく来る。あとは、例えば振りかえの日とか納期限日とか、人が多く予想されるときにはリアルタイムに来ていただきたいということで合意している。そのような形で円滑にやる対応を考えていた。

高田 晃 長らくずっと銀行窓口、銀行の方が担当なさっていたので、スムーズな移行をしていただきたいと思う。もう一点いいか。

鈴木分科会長 どうぞ。

高田 晃 これ庁舎管理経費、さっき荒川支所長が警備管理委託料、随分今回増額したという説明があったが、何でこんなに一挙に、契約更新とはいえその理由何かあるのか。

荒川支所長 この警備業務委託料については、5年間の長期継続契約ということで委託している。先回の昨年の9月末で満了となった5年間の間での間の物価の高騰、またこの先5年間の働き方改革等の人件費などを加味したもので値上がりしたというふうに聞いている。

高田 晃 警備会社は同じか。

荒川支所長 前回と今回同じだ。

高田 晃 そうすると、神林も同じ理由でよろしいか。

神林支所長 おっしゃるとおり、今荒川支所長が申したと同じである。

高田 晃 わかった。

鈴木 好彦 71Pをお願いします。上段の説明欄の1番下の行だが、地域おこし協力隊起業支援補

助金というのがあるけれども、先ほど200万円予算化されていたが、これ2名の方だそう。これは、起業した場合何年補助されるものなのか。もちろん来年やめてしまえばその人は対象にならないのだろうけれども、何年継続。

自治振興課長 隊員になって3年目のとき、あるいは隊員任期満了後1年の間に、100万円を上限として1回限りというふうになる。起業するための準備金というような感じの補助になる。

鈴木 好彦 わかった。

板垣 一徳 そのことでもう少し。その2人残るとい話はわかったのだが、ちょっともう少し詳しくそこ教えてくれ。高根とかなんとかと言ったけれども、どういうことをやるの。例えば山でワサビするとか、どういう事業をやるの。

自治振興課長 高根の方は、ワサビ栽培と炭焼きを今は実際にやっているという方だ。もう一人のグリーンツーリズムの関係の上田さんについては、観光客の誘致とかにも尽力していただいている方だ。これがもう令和2年度いっぱい任期満了となるわけなのだが、その後具体的にこの事業で生計を立てるために起業するという計画を今立てている最中であって、まだ耳に挟んでいるというか、お話の中で聞いている中では、高根の高橋さんについては、本当に炭焼きのほうを一つは糧としたい的な話は聞いている、それだけにはならないとは思っているのだが。また、グリーンツーリズムの上田さんについては、旅行関係の資格なんかを取りに動いたりしているので、それを一つの糧としてというふうなことになるかと思う。

板垣 一徳 大変ありがとうございました。これは、国の施策で支援が来ると思うから、市独自もやっぱり本当にここに移住してやってくれるとなれば、市独断の予算もやっぱり私は副市長、これから考えていくべきだと思うが、いかがか。

副市長 市外からこの地域、まさに地域おこしのために、そして地域活性化のためにノウハウをいろいろ提供いただいているということは本当にありがたいことだし、ましてや任期を終えて今後とも頑張ろうという方には、本当に敬服するものである。もう一つは、地域経済振興課で産業支援プログラムというのもあるので、今現在そうした市独自の支援策もあるので、その後のまた事業の行方によっては、いろんな活用も考えられるかというふうに思う。

板垣 一徳 もう一点、63Pの各支所で50万円ずつ、いわゆるこの支所緊急対応経費、修繕料となっているね。これは、私は前から50万円では一つの旧村単位の50万円を支所長が、あるいは課長さん方が市民から要望あって、50万円の金を何に使っているのかなということを知っておきたいのだ。大変申し訳ないけれども、4つの支所はどういうとき使っているのか。

荒川支所長 今年度であれば、うちの支所のほうでは庁舎の男子トイレの修繕費、あと修繕料ではないのだけれども、予算流用して荒川区との交流で東京へ2回ほど出張させていただいた。その旅費などに支出している。

神林支所長 神林においては、以前は災害時の緊急の場合の看板とか、そういうのを設置するときに使わせていただいているし、今年度については、発電機の蓄電池だか、あれがちよっと期限が過ぎて古くなっているということで、緊急に直させていただいている。

朝日支所長 朝日では、今年度は車庫のオーバースライダー修繕に使わせていただいた。以上だ。

山北支所長 山北支所で今年度使った用途としては、旧有線放送で占用柱が残っていたものが、その土地の所有者のほうから申し出があって、その引き抜き処分に使わせてい

ただいている。以上だ。

板垣 一徳

これは副市長だろう。こういうこれが緊急修繕料なのか、緊急に必要な修繕料の仕事なのかと私疑問なのだ。やっぱりこの予算は、その旧村で必要なところ、今一生懸命にこれもっともっと頼まれていることがあると思うけれども、この金額では充当できないと思うのだ。例えば除雪をして、もう除雪している中に輪堀が起きてそこを埋めなければならぬとか、それこそ緊急な問題、今年は雪ないけれども、私はたくさん出てくると思うのだ。この予算をもう少し上げるわけにはいかないものなのか。

副 市 長

たしか以前にも、この50万円が果たして適正なのかどうかというふうなご指摘をいただいていたかというふうに思う。その後、またいろいろ内部でも検討、議論をしてまいったが、今ほど各支所長が申し上げたように、まずはこの予算の中で、申し上げたような使い方をさせていただいているということであるが、ただやっぱり地域要望はこれでは足りず、大変大きなものがあるというふうに思う。後ほど荒川支所長からちょっと説明させるけれども、実は各地区から上がってきているいろいろな道路等の修繕については、一つの基準を定めながら、今後それに敏速に対応できるようにまずは整理をしようということで議論を進めてまいった。その結果を今の段階でお話できる部分を荒川支所長からお話をさせていただきたいと思う。

荒川支所長

各集落からの要望と各地区、地域区長会の要望等がある。この要望の整理について、今年度春から支所長会議でいろいろ議論してきた。過去3年間に遡って要望の数、それでそれを一覧にして、その中で要望を満たしたものの、今着手中のもの、これから計画するもの、申し訳ないが、これはできないものという整理をさせていただいた。その整理をして、今度優先順位をつけるという整理をして、年度計画で随時進めていくということで、緊急の場合、これは別物であるが、計画的に進められるものはそういう整理をして、皆さんに見える化して区長さん方にお見せしようというふうに方向性は出している。

板垣 一徳

これは要望でいいが、やはり私も集落の役員をしていて、いろいろ無理なことを要求してもだめなのだよというのはどこの区長さんも、嘱託員も認識している。どうしようもないものを上げてやっても、さらにそこで順番づけをされることもよく知っている。私ども集落でも、隣組単位でどこがどうのこうのというのをみんな集めて、その中でも優先順位を私どもが見て、そして上げて支所へ出しているのだ。だから、そういう順番をつけるのは、私は正しいことだと思う。皆さんも努力していただきたいが、やはり市民からすれば本当にどうしてもやってもらいたいがなと思っても、なかなかできないのが現実だ。その辺の順番づけも、現地に行ってよく現地を見て、そして判断するようにしていただきたい。これは要望だけれども、副市長しっかりしてもらいたいと思う。

副 市 長

承知いたしました。今のような観点に立ちながら、速やかに対応できるように準備をしていきたいというふうに思う。

佐藤 重陽

済みません、ちょっと話また戻してしまうのだけれども、支所費のところ。さっきの続きなのだ。私何で質問したのか、途中で忘れてしまったのだけれども、要は1つ提案したいことがあったのだ。今ひところみたいにはやり廃りではないけれども、聞かなくなっただけけれども、ひところその公共施設の屋根を貸して太陽光発電を発電させると。それは貸し出すのだけれども、逆に言えばここもそうだけれども、支所なんか積極的に、今の燃料費なんか考えたら、逆に金額は当初設備投資はかかる

かもしれないから一斉には無理だけれども、順次今だって村上也地熱発電だ、風力発電だといろんな第3のエネルギーに対していろいろ関心を持っているわけだから、行政自身がそういうのに少し取り組んでみてもいいのではないのかなと思うのだけれども、いかがなものだろうか。

総務 課長 大変適切なお発言だと思う。数年前になるけれども、本当にそういう話があった。いろんな実は調査やったのだ。やって、どこから出る電力と、いろいろバランスの中でやれるものはやるという中で、現在のところ屋根貸しでという結論に実は至らなかった。庁舎・・・

(何事か呼ぶ者あり)

総務 課長 国ではなくて、そういう財団法人があって、そちらが来て、それこそどのエネルギーでやるのがこの庁舎一番適切だとかやった経緯である。太陽光の場合は、あの当時と売電の価格が物すごく下がって、これから実現がなかなか厳しくなったところもあるが、その視点は大切だと思うので、何らかの機会に取り組むべきものは取り組んでいくというご指摘を受けたということで、今回回答させていただきたいと思う。

佐藤 重陽 前向きに考えているということで、ありがとうございます。行政コストが下がるのであれば、そんないいこともないし、当初の設備投資はかかるにしても、長い意味で行政コストが下がるということであれば、やっぱり検討していく値があるのではないか。もう一点なのだけれども、これもちょっと聞かせていただきたいのだが、67Pの地域活性化推進費の中で、空き家バンク移住応援補助金というのがある。200万円、そして移住支援金220万円というのが出ているけれども、今の、何度か聞いているのだけれども、もう一回はっきり聞きたいのは、行政としての空き家バンク事業、移住者支援に対する事業、これのその行政のかかわっている部分というのはどういう部分か。どういう部分というか、その支援はわかるけれども、どういう形でどういうときにどういうふうにしているというふうな、あと空き家バンクの場合は、地域の不動産屋さんも連携してやっているわけだから、その辺の行政としての今かかわっているかかわり方をちょっと教えていただきたいのだけれども。

自治振興課長 空き家バンクについては、自治振興で対応させていただくのは交流、定住を目的としてということで、市外の方を対象に売買のほうを進めているということになるが、市内の方で空き家を売買したい。手放したいというようなご要望があったときには、自治振興課のほうに来ていただいて、具体的にどういう建物で、当然所有権のある方以外では話にならない部分はあるけれども、空き家バンクの制度を説明させていただいて、それで登録を希望されるということであれば、登録の希望を申請書を受けて、その後実際に建物を調査しに参る。ただ、市の職員だけでは専門ではないので、その時点から市内の宅建協会さんの方々と協力させていただいて、地域割的なことはちょっとしているようであるけれども、その担当の宅建業者の方と一緒に建物を見させていただく、持ち主と合わせて。写真を撮ったり、間取りの確認したりして、よしとなればそれを市のホームページに載せて市のほうから情報発信すると、空き家バンクという形で情報発信している。金額などについては、宅建業界さんとその持ち主の方でおおむねこのぐらいが妥当ではないかというようなことで交渉はしているようであるけれども、ただそのホームページを見て、今度は買いたいという方がいらっしゃれば電話をいただく。その電話は、私ども自治振興のほうで受けるので、そこで今度は実際の建物を見ていただく。そのときも、宅建業者の方も

同席していただいて、それで結果的に商談が進むとなれば、その時点からは持ち主と買う方、また宅建業界の方と進めていただいているというふうな流れになっている。

佐藤 重陽 ありがとうございます。私二、三という言い方もおかしい。話を聞いた中で、いいところまで行っても、その結びつくところがなかなかうまくいかない。思ったよりもううまくいかないということだったのか。いろいろ話をしていて私は思ったのだけれども、これ中途半端にかかわるより、もう少し積極的にかかわったらどうかなと思っているのが、何が合わないかという、大体特に空き家だとか古い屋敷だと、ああ、こういう造りがいいな、こういうところに住みたいなと言ってくれるけれども、生活様式を考えたときに、やっぱり水回りのことが決定的にもう合わないのだ。やっぱり水回りだけ今のものに合わせたい。だから、それを買って改修することを今は進めているけれども、逆にそれを販売というのか、話がいいところまで決まった段階で、どんな人が住むかにもよるけれども、長期で借りる、またはこれを買うという話がうまく進むのであれば、一歩進めて、行政と宅建業界とか組む中で、その改修までした中で最終的に渡すみたいなところに持っていけないのか。要するに、入り口のところで建物だけ見て参ってしまう。要するに、いいけれども、この水回りでお金かかりそうだ。ちょっと自信がないなということで止めてしまうというケースがやはりあるということであれば、そこを先にもう改善してしまって、それを当然その売価に転嫁したり、賃金に転嫁したりするわけだろうから、その辺まで一歩進めるわけにはいかないのかななんて思っていたのだけれども。

自治振興課長 所有権が売り主の方にある個人の財産なので、そちらに手を加える、公費を投入するということは難しいとは思っている。実際に投入して、それが売れるのであればいいのだけれども、売れなければその費用の回収をどこですのかという話にきくと宅建業界さんのほうでもなってくると思うし、特に中古物件で、本来だと通常の住宅として建てられたものなので、販売するために建てられたものではないので、そういう点からすると、なかなか事前に手を加えるというのは難しいような私はちょっと気はしているのだけれども、今のお話、ご意見としては伺わせていただくが、ちょっと難しいのかなという気はしている。

佐藤 重陽 そのとおりなので、研究はしていただかなければいけないのだけれども、ただそれは地主、大家もいるわけ、もともとの所有者の方がいるわけなので、当然契約というのがあって、若い人であれば特にそうだけれども、最初にその資金を用意できるかどうかということも出てこようかと思うので、よし、これが正式に借りたい、買いたいという契約を前提にした中でやはりその改修、改善の手だての応援というのか、その辺今よりちょっとステップアップした中で考えるともう少し話が進みやすいのかななんて思って、ちょっと言ってみたので。以上だ。

分科会長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午後 1 時 5 7 分）

分科会長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午後 2 時 1 3 分）

鈴木分科会長 自治振興課長より発言を求められているので、これを許可する。

自治振興課長 先ほどの佐藤委員からのご質問された中で、1点だけ補足ということでさせていただけたらと思って発言をさせていただく。67Pであったが、移住された方ということで空き家バンク移住応援補助金というものがある。こちらの補助金については、空き家バンクを購入して市外から移住されてきた方に対して、市の単独事業になるけれども、改修費の補助をするというようなものであって、1世代の世帯の方で移住された方については改修費の3分の1、また2世代で来られた方については改修費の2分の1、上限を100万円として市が補助している制度は持っているので、それを活用していただければというふうに思っている。

佐藤 重陽 大変結構だ。

嵩岡 輝夫 59Pの説明4の企画一般経費というところで、インターネット決済手数料2,500万円ということで計上あった、先ほどのご説明だと、今まで手数料が無料だったのが5%ということで計上したということなのだが、これは業者そのものは、バナー広告とかビジネスモデルで無料でもやっつけていける、そういう会社ではないかと思うのだけれども、急に5%に上がるというのはどういう理由が原因だろうか。

企画財政課長 先ほど私申しましたが、無料から5%になったというのは一つのサイト、ふるさとチョイスというそのサイトに関してである。我々使っているサイトが例えばふるなび、さとふるとかほかのサイトあるけれども、そちらのほうはもう以前から5%あるいは8%、12%ということで手数料がもうかかっているサイトであった。ふるさとチョイスについては、先ほどちょっと説明で申し上げたのだが、一番古い、制度ができたところからの当初からあるサイトであって、恐らく全国の自治体のほとんどがそこに加入しているような自治体であったけれども、その後いろんなサイトが、どんどんサイトの数が増えてきて、結局はそのふるさとチョイスだけでは、ふるさとチョイスの占める割合がよそに逃げていったというか、そんなことでサイト自体の運営費がやっぱり賄えなくなるということで、来年度から5%いただくよということになったということである。

嵩岡 輝夫 各支所で警備費がいろいろ、約800万円ほど計上されているが、あれはそれぞれ支所単位で契約されているのだろうか、それともまとめて契約されているのだろうか。それで、ほとんど近い金額、八百何十万円計上が見られたけれども、どのようになっているか教えてくれ。

荒川支所長 基本支所単位で契約されているし、時期も違っている。

嵩岡 輝夫 一緒にまとめて契約することで例えばコストダウン、1割安くなるとか、そういうことは可能性としてはないのだろうか。

企画財政課長 はっきりしたことはちょっと、昨年の入札なので、今資料持っていないけれども、入札の時期としては一斉に出しておったと思う。ただ、それぞれの施設によって警備の仕様からやっぱり全然違うので、仕様に応じた形でその施設に応じた金額を出して、設計書を組んでそれに入札をしていただくということでやっている。

嵩岡 輝夫 契約会社はみんな別々か、支所単位で契約されているけれども。

荒川支所長 セコムさんとALSOKと2社ある。

嵩岡 輝夫 わかった。あと一つよろしいか。55Pの説明の2の公用車リースということで788万1,000円というのがあるが、これは実際何台の車をリースされているのか。なぜこういうことを聞くかということ、数字はわかるのだけれども、内容が本当に適正かどうかは、この数字だけではちょっと私なんかまだ6カ月、7カ月の議員なので、わからないのだ。それで、こういうのを聞いているけれども、いろいろ話は戻るかもし

れないけれども、こういう今回の予算は三百二十何億円の予算であるので、歳出と歳入を合わせると約640億円の金だよ。それを2日半でやるのは、ちょっと私にしてはよくわからない。これは議会の内部の話なので、もう少し長い時間をかけるとかでないとこれが適正かどうか全然ちょっと私にはわからない。ただ、一つ今このリース料についてだけはひとつ教えていただきたいと思う。

総務 課長  
高岡 輝夫  
鈴木 好彦

このリース料については23台分である。

わかった。

ページは特に関係ないのだけれども、職員の給与とか、それから今まで賃金が給与になっているわけで、会計年度任用職員の制度が4月1日から変わるということで、そういうことなのだろうけれども、ちょっと拡大解釈させてもらって、今回の4月1日からの人員配置で支障を来すような事態には至っていないのかどうかということを確認させてもらいたいのだ。

総務 課長

支障を来すという意味がどれをもって支障を来す、非常に難しい判断はある。各課からやっぱり人員要求が来る。では、それに全部はい、満額というか、希望どおりの人員は配置できていないのが現状だ。その辺は、各課において協力体制でやってくれ。あるいは、会計年度任用職員をそこに充てているというケースもあって、全体として組織として全体の職員数の中で賄おうという姿勢でやっているのだから、支障を来さないように各課長を先頭に頑張っていたいただきたいという方の人員配置をさせていただいているというのが現状かと思う。

鈴木 好彦

この席で聞いて適当なのかどうかかわからない。例えば市で運営する施設、ある資格者がいないと定員を下げざるを得ないというような施設があると思うのだけれども、その点は問題は起きていないのだろうか。

総務 課長

その定員というのがどういうのか具体できないとちょっとお答えしにくいところがあるが、例えば保育士とか国で配置が義務付けられているものには、その施設を維持できるように配置はさせていただいているというふうにする。

## 第9款 消防費 (質 疑)

高田 晃

161 P、消防費、常備消防費の中で、常備消防総務一般管理経費、職員研修費負担金321万3,000円とあるけれども、中身ちょっと教えてくれ。

消 防 長

職員研修費の負担金なのだが、主なものは消防学校の入校費、それから消防大学校の入校費、あとは救急救命士の入校等に当たる。

高田 晃

多分そうでないかなとは思っているけれども、消防署の消防士のスキルアップのための学校へ行くとか救命士になるとか、それ以外の何か研修費のようなものは、ここでなくても別なところにはのっていたか。

消 防 長

ほかのところにはのっていない。以前は、資格のために研修に出すのを予算化したこともあったが、現在のところはほとんどが自費で取るようになっている。

高田 晃

これは、消防長まだ記憶あると思うけれども、我々総文で閉会中の事務調査したときに私のほうからもお願いした事項だが、今今年度に入って消防署員のさまざまな不祥事が続いているので、ぜひ来年度はというふうな要望で、いわゆるコンプライアンスとかガバナンスとか、そういった研修をやってほしいなど。来年度の予算に反映できなかったのは、ちょっと時期がああ時期はちょっと早かったのだから、将来的にそのことも考えてほしいと思うが、いかがか。

消 防 長 今ほど委員からのご意見だけれども、閉会中の事務調査の後にもうちのほうでも話し合いをさせていただいて、経費としては上がっていないけれども、何らかの手段で経費のかからないで講師をしてくれる機関等もあるので、その辺も考えた中でやろうかなというようなことも考えている。また、本庁総務課のほうの人事のほうともお話をさせていただいて、もしそういうので経費がかかるのであれば、何とか予算化できないかなという話はしている。

総務 課長 今の話まさしくおっしゃるとおりで、実はそれこそ昨日である。消防長以下、消防署長とかと私どものほうで話をし、そういう研修を入れていかなければいけないよねと。総務費のほうで職員研修の実はお金をちょっと予算化している。何とかそれそちらのほうを兼ねた形でできないかということで研究しようということで、昨日消防長、消防署長と私と人事担当のほうで話をさせていただいている。

高田 晃 副市長に。この消防署署員だけではなくて、今年度ほかの職員でもさまざまな問題が起きています。市長は、本当にせつない思いで綱紀粛正ということを訴えているのだけれども、なかなかそれが効果が現れてこないということで、特に消防は消防署行ったときも言ったのだけれども、男社会の特殊な集団というか組織なので、やっぱりその辺はしっかりと研修を毎年ということではないにしても、2年に1回とか隔年でやるとかいうふうにしていかないとどんどん、どんどん次の事件、事案がまた発生してくるということにもなりかねないので、ぜひその辺は副市長先頭になってやってほしいと思う。

副 市 長 昨年来いろんな形で議会の皆様方、そして市民の皆様方にはいろいろご心配やご迷惑をおかけしているということについては、本当にこの場をおかりしてまたおわびを申し上げたいと思う。今ほど消防長、そして総務課長からお話あったように、消防職というのは本当に危険を伴う大変重要な任務に当たっていただいているというふうなことで、その指揮監督がやっぱりきちんとなっていないといけないというふうにも思う。ただ、若い署員も、消防学校は出ては来るのだけれども、現場の中でなかなかそれが実際に身につくまではしばらくの時間もかかるというようなこと。それから、多少経験があって勤めている職員も、時折々に触れて新たな自覚を持ちながら任務に当たるといってもやっぱり必要なだろうと、そんな意味から外部から講師を招く、あるいはそういった研修機関を活用して改めてその任務に当たるための心構え、そういったものを身につけるというのは大変重要なことだというふうに思っている。今ほど申し上げたような形で、時折々にそういった機会を捉えたいというふうに思うし、ほかの職員にあっても、今後綱紀粛正をさらに進めていくために、いろんな意味で活用していきたいというふうに思う。よろしく願います。

#### 第12款 公債費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 地方債」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4条 一時借入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5款 歳出予算の流用

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（鈴木いせ子君）散会を宣する。

(午後2時31分)